

## **忠岡町第5次障がい者計画・忠岡町第8期障がい福祉計画（第4期障がい児福祉計画含む）策定に係る調査業務委託仕様書**

### **1. 業務名**

忠岡町第5次障がい者計画・忠岡町第8期障がい福祉計画（第4期障がい児福祉計画含む）策定に係る調査業務

### **2. 期間**

契約締結日から令和8年3月31日まで

### **3. 目的**

令和9年度からの忠岡町第5次障がい者計画・第8期障がい福祉計画（第4期障がい児福祉計画含む）の策定にあたり、障がい者等の実態を踏まえ障害福祉サービスの現状と需要を把握するとともに、本町における課題の整理を行い、今後目指すべき障がい者施策の方向性を検討し、将来設計の基礎資料となることを目的とする。

### **4. 策定予定の計画**

- ・障がい者計画（障害者基本法第十一条第三項に基づく計画）
- ・障がい福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条规定に基づく計画）
- ・障がい児福祉計画（児童福祉法第三十三条の二十に基づく計画）

### **5. 業務内容**

#### **(1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析**

障がい福祉をめぐる施策動向、忠岡町の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、障がい者（児）の現況動向及びサービスの利用状況等について、忠岡町事務局が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

#### **(2) アンケート調査の実施支援**

障がい者の意識、生活実態で抱える問題等を調査し、家庭や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等の把握をするためアンケート調査を行う。

原則として郵送による配布・回収とするが、対象者の利便性や回収率の向上等を考慮し、他の方法を併用または追加することは可能とする。

調査は令和8年1月に実施するものとし、督促ハガキは、全件送付するものとする。

**【アンケート調査の実施概要】**

調査対象	①19歳以上の身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳所持者及び精神通院自立支援医療の受給者 ②18歳以下の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及び障がい児通所支援利用者
配布数	①1,100票程度 ②100票程度
調査方法	郵送法
集計方法	単純集計、障害種類別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

**【アンケート調査の業務分担】**

業務の内容	町	業者
調査票原案の検討	○	○
調査票、督促ハガキ、送付・返信用封筒の印刷及び経費		○
対象者の抽出、名簿作成、宛名シール作成	○	
調査票及び督促ハガキの発送作業	○	
調査票発送・回収経費及び督促ハガキ発送経費		○
集計・分析		○
報告書の作成		○

**(3) 会議の運営支援**

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（1回程度）の運営について、会議資料を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイスや議事要旨の作成、計画への反映を行う。

**(4) 障害者福祉施策に関する情報提供支援**

障害者福祉に関する動向は日々目まぐるしく変化しており、本計画は國の方針を鑑みながら策定することが必要である。厚生労働省や内閣府、こども家庭庁等から指針の公表や会議の開催が行われた際には、公表内容の要約版を作成して委託者に提供するとともに、計画書案への反映を検討する。

**(5) 打合せ協議等**

本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受託者

が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。

なお、業務責任者又は業務担当者は月1回以上の頻度で発注者を訪問し、本業務の進捗状況の報告もしくはその他必要な打合せを行うものとする。

## 6. 成果品

- ・アンケート調査結果報告書：データ納品
- ・その他関係資料一式

## 7. その他

(1) 事業者は、業務上知り得た一切の情報を他に漏らし、又は自ら利用してはならない。

(2) 仕様書に記載されていない業務が発生した場合は、双方で協議し、対応の可否を含めて別途決定する。

(3) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。